

○近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付要綱

平成28年11月29日

告示第225号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び近江八幡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年近江八幡市条例第37号。以下「条例」という。）に基づく放課後児童健全育成事業の実施事業者に対し、予算の範囲内において近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、新たに放課後児童健全育成事業所（放課後児童クラブ。以下「事業所」という。）を設置するための経費を補助することについて、近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令6告示11・一部改正)

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設整備事業（創設） 専用施設として新たに事業所を建設する事業
- (2) 施設整備事業（改築） 既存施設の改修により新たに事業所を整備する事業（補助対象者等）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で事業所を整備又は運営しようとする事業者とする。ただし、近江八幡市放課後児童クラブ新規運営者の基準等に関する要綱（平成25年近江八幡市告示第222号）第2条第3項の規定により市長の承認を受けた者でなければならない。

2 前条第1号の事業の補助対象者は、次に掲げる法人及び団体に限るものとする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 学校法人
- (3) 公益社団法人
- (4) 公益財団法人
- (5) その他市長が必要と認める者

(平29告示130・令2告示125・令6告示11・一部改正)

(補助金額等)

第4条 補助対象経費、補助基準額等は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額から整備にかかる寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、市長はこれを減額することができる。

(補助の条件)

第5条 補助申請は、1事業所当たり1回限りとする。ただし、条例第9条第1項及び第2項並びに第10条第4項の基準を満たすための施設整備については、この限りでない。

- 2 補助対象者は、事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- 3 補助対象者は、事業の内容のうち、次に掲げる事項について変更する場合は、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
- (2) 建物等の用途
- 4 補助対象者は、事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- 5 補助対象者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市に報告し指示を受けなければならない。
- 6 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- 7 市長は、補助対象者が市長の承認を受け財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- 8 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 9 補助対象者は、事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により市長が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管するものとする。
- 10 補助対象者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助対象者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。
- 11 補助対象者は、建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- 12 補助対象者は、事業を行うために締結する契約については一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- 13 補助対象者は、この補助金の対象経費に関し重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

（令 6 告示 11・一部改正）

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付申請書（別記様式第 1

号)

- (2) 事業計画書
 - (3) 工事設計書及び工事図面
 - (4) 収支予算書及び経費明細書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

(変更交付申請書)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後、申請の内容を変更しようとするときは、近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金変更交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その申請の内容を審査し、適当と認めたときは、近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第9条 補助事業者は、当該補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業を実施した年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業実績報告書（別記様式第5号）
- (2) 事業報告書
- (3) 工事精算設計書（図面及び写真添付）
- (4) 工事関係決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(令2告示125・一部改正)

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、補助事業の実績報告書を受けた場合においてはその報告書を審査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付確定通知書（別記様式第6号）により、当該補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求する場合には、近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、当該補助金を交付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助事業等の目的を達成するために市長が特に必要があると認めたときは、交付すべき補助金の額の全部又は一部を概算払又は前金払で交付することができる。この場合において、補助事業者は、市長が必要と認める事業実施状況に関する書類を提出しなければならない。

(令2告示125・一部改正)

(補助金の返還等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 書類の記載事項に虚偽があったとき。
- (4) その他市長が不適当と認めたとき。

2 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて開設した事業を廃止した場合は、当該補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則 (平成29年告示第130号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則 (平成30年告示第7号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則 (令和2年告示第125号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則 (令和3年告示第80号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年告示第241号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (令和6年告示第11号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 (第4条関係)

(令6告示11・全改)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の基準額等
施設整備事業 (創設)	事業所の創設及び改築 整備に必要な工事費又は 工事請負費及び工事 事務費並びに既存建物の 買収に必要な財産購入費	子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について(令和5年8月22日こ成事第453号こども家庭長官通知)の別紙「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱」別表に基づく当該年度の基準額及び補助率により得た額
施設整備事業 (改築)	「放課後児童健全育成 事業」の実施について (令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知)別紙の「放課後児童健全育成事業実施要綱」別添2放課後子ども環境整備事業のうち(1)	子ども・子育て支援交付金の交付について(令和5年9月7日こ成事第481号こども家庭長官通知)別紙の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙の第3欄2放課後子ども環境整備事業(1)放課後児童クラブ設置促進事業に基づく当該年度の基準額及び補助率により得た額

	放課後児童クラブ設置 促進事業の実施に必要な経費	
--	-----------------------------	--

備考 次に掲げる費用については、補助対象経費としない。

- (1) 土地の買収又は整備に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用
- (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- (4) 基準額の算出に係る国庫補助の対象とならない費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

別記様式第1号（第6条関係）

近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者 住所

事業者名

代表者氏名

事務担当者氏名

電話番号

上記事業について補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 工事設計書及び工事図面
- (3) 収支予算書及び経費明細書

4 特記事項

別記様式第2号（第7条関係）

（表）

第 号
年 月 日

事業者名

代表者氏名 様

近江八幡市長 印

近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました放課後児童クラブ施設整備事業費
補助金については、下記の通り条件を付して交付することを決定します。

記

- 1 事業に要する経費 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金の交付の対象となる事業は、交付申請書記載のとおりとする。
- 4 事業が完了した時は、事業実績報告書を提出すること。
- 5 補助金に係る予算及び決算並びに設置運営に関する書類は、事業完了後10年間
保存すること。

(裏)

行政不服審査法等に基づく教示

近江八幡市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示文の標準を定める規則（平成２２年近江八幡市規則第１０号）第２条第１号該当

別記様式第3号（第8条関係）

近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者 住所

事業者名

代表者氏名

事務担当者氏名

電話番号

年 月 日付け 指令第 号で補助金の交付決定があった
事業を下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の変更理由
- 3 当初申請額
- 4 変更申請額
- 5 特記事項

別記様式第4号（第8条関係）

（表）

第 号
年 月 日

事業者名

代表者氏名 様

近江八幡市長 印

近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました放課後児童クラブ施設整備事業費
補助金については、下記の通り条件を付して交付することを決定します。

記

- 1 補助金変更交付決定額 円
- 2 補助金の交付の対象となる事業は、変更交付申請書記載のとおりとする。
- 4 事業が完了した時は、事業実績報告書を提出すること。
- 5 補助金に係る予算及び決算並びに設置運営に関する書類は、事業完了後10年間
保存すること。

(裏)

行政不服審査法に基づく教示

近江八幡市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示文の標準を定める規則（平成２２年近江八幡市規則第１０号）第２条第１号該当

別記様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者 住所
事業者名
代表者氏名
事務担当者氏名
電話番号

近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業実績報告書

このたび、放課後児童クラブ施設整備事業が完了しましたので、関係書類を添えて
報告します。

記

所在地	
放課後児童クラブの名称	
整備部分の延べ床面積	m ²

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 工事精算設計書（図面及び写真添付）
- (3) 工事関係決算書

別記様式第 6 号（第 1 0 条関係）

第 号

年 月 日

事 業 者 名

代表者氏名 様

近江八幡市長 印

近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のありました、放課後児童クラブ施設整備事業
に対する補助金については、下記の通りその額を確定しましたので通知します。

記

1 補助金変更交付確定額 円

2 補助金交付決定額 円

3 特記事項

別記様式第7号（第11条関係）

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者 住所

事業者名

代表者氏名

事務担当者氏名

電話番号

近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付の確定を受けました近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業に対する補助金を交付されたく、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

別記様式第 1 号（第 6 条関係）
（令 3 告示 8 0 ・一部改正）
別記様式第 2 号（第 7 条関係）
別記様式第 3 号（第 8 条関係）
（令 3 告示 8 0 ・一部改正）
別記様式第 4 号（第 8 条関係）
別記様式第 5 号（第 9 条関係）
（令 3 告示 8 0 ・一部改正）
別記様式第 6 号（第 1 0 条関係）
別記様式第 7 号（第 1 1 条関係）
（令 3 告示 8 0 ・一部改正）